**豊中市**

**被災者支援システム構築等業務委託**

**仕様書**

令和５年５月

豊中市 財務部 固定資産税課

1. （適用範囲）

本仕様書は、豊中市（以下、委託者という。）が発注予定の「豊中市被災者支援システム構築等業務委託」（以下、「本業務」という。）について行う指名型プロポーザルに適用し、参加する事業者は、本仕様書に基づき提案を行うものとする。

1. （業務の目的）

災害発生時には迅速な生活再建支援のため、被害認定調査から罹災証明書の発行までを短期間で行う必要がある。そのため、調査依頼の受付管理、現地調査の支援、被害認定調査結果の管理、罹災証明書の発行等の業務を効率的かつ迅速に行える被災者支援システムを構築することを目的とする。

1. （業務の概要）

　　本業務で委託する業務は下記の通りとする。

１．被災者支援システム構築業務

1. 被災者支援システムの初期設定、サービス提供
2. モバイル端末等の委託者が調達する関連機器の初期設定、サービス提供
3. 委託者が提供する関連データのセットアップ

２．被災者支援システム保守業務

1. 被災者支援システム構築後の正常動作の継続
2. 法改正の対応と継続的な機能改善
3. システム操作研修の実施
4. （履行期間）

本業務の履行期間は、下記の通りとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 委　　託　　業　　務 | 開　　　始 | 終　　了 |
| 被災者支援システム構築業務 | 契約締結日 | システム構築完了  （令和５年８月稼働想定） |
| 被災者支援システム保守業務 | システム構築完了  （令和５年８月稼働想定） | 令和６年３月３１日 |

1. （計画準備）

業務内容及び業務量を把握した上で、業務履行に必要な人員、機材の確保及び作業工程を含む業務履行体制等について計画を立て、業務実施計画書に取りまとめて委託者に提出し、承認を得るものとする。

1. （業務報告）

状況の確認及び円滑なコミュニケーション確保のため、各業務における業務遂行状況を適宜報告するものとする。

1. （被災者支援システム）

構築する被災者支援システムは下記の特徴を持つものとする。

1. モバイル端末やGISを活用することにより、調査依頼の受付から罹災証明書の発行までの業務を効率的に行うことができること。
2. 罹災証明書発行後の各種支援業務にも対応できること。
3. 調査の進捗、被害状況及び証明書発行状況等の確認・共有が容易にできること。
4. 関連システムとの連携が可能であること。
5. 法改正の対応や継続した機能改善がなされること。
6. セキュリティが確保されていること。
7. （システム稼働開始）

　　システム稼働開始は令和５年８月頃を予定している。

1. （データ登録）

豊中市で所有する家屋情報や世帯情報をシステムにセットアップし、動作確認を行うこと。

1. （関連システム）

将来の連携のため、下記の関連システムのためのデータ出力が可能であること。

1. 大阪府防災情報システム（O-DIS）
2. マイナポータル
3. コンビニ交付システム
4. （支援）

災害時における効率的な対応を行えるよう、システムを円滑に運用するための操作支援、研修、関連情報の提供を行うこと。

1. （委託者側で用意するもの）

アクセス版であれば無償提供。

宅地評価であれば、見積もりにライセンス費等反映して下さい。

下記については委託者側が用意するものとする。

1. 現地調査用タブレット　iPad×９台

　・OS：iOS　15.1

　・ストレージ：64GB

・カメラ：あり

・GPS：あり

・モバイルデータ通信：あり（SIM）

・ブラウザ：Safari

1. インターネット接続可能PC

　・OS：Windows10

　・ブラウザ：Microsoft Edge

1. LGWAN接続可能PC

　・OS：Windows10

　・ブラウザ：Microsoft Edge

1. プリンタ

　・Canon　LBP441

　・NEC　MultiWriter8700

1. データ格納用サーバー

調査画像等のデータ格納が必要な場合は、市所管の仮想サーバー上に構築可能である。詳細な仕様は業者選定後に調整する。

1. （被災者支援システム保守業務）

被災者支援システム構築後、正常動作を継続できるよう保守業務を行うものとする。

1. （納品物）

　　本業務で求める納品物は下記とする。

1. 基本設計書・詳細設計書
2. 業務マニュアル（ユーザーマニュアル・管理者マニュアル）
3. 運用保守マニュアル
4. 会議資料（会議報告書・打ち合せ議事録）
5. 研修教材一式
6. （納品物の検査）

受託者は、業務完了後納品物について委託者の検査を受け、必要がある場合には速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

1. （納品物の瑕疵）

受託者は、納品物の検査終了後、納品物に瑕疵が認められた場合、委託者の指定する期間内に修正その他の措置を講じなければならない。その際の費用は、受託者の負担とする。

1. （納品物の帰属）

本業務で作成した各種データ等納品物に関する権利については、委託者に帰属し、許可無く複製を作成し、又は他の第三者に貸与・使用してはならない。

1. （打合せ協議）

本業務の契約期間中、委託者と受託者は適宜打合せ協議を行うものとする。受託者は、打合せ協議後に協議内容を明確にするため議事録を作成し、委託者の承認を得るものとする。

1. （支払い）

本業務の支払いは、毎月または年度末の時点で業務の作業完了の単位で支払いを行うものとする。

1. （準拠法令等）

本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、次の各号に掲げる関係法令等に準拠して行うものとする。

1. 地方公務員法
2. 災害対策基本法
3. 不正アクセス行為の禁止等に関する法律
4. サイバーセキュリティ基本法
5. 個人情報の保護に関する法律
6. 豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例
7. 豊中市情報セキュリティポリシー
8. その他の関係法令等
9. （守秘義務）

受託者は、本業務の履行上知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。また、作成した資料を委託者の許可無く他に公表及び貸与してはならない。契約終了後においても同様とする。

以上